

新型コロナウイルス感染症対策に関する融資、支援策一覧

(R2年4月21日現在)

現在、事務所で把握している新型コロナウイルスに関連した融資制度等の一覧です。なお、下記の情報は変わる可能性がありますのでご注意ください。

1. 日本政策金融公庫の特別貸付

日本政策金融公庫では新型コロナウイルスの影響により、一時的に業況悪化となっている事業者を対象に「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を行っています。

要件は

- ・最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
- ・業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高
 - (2) 令和元年12月の売上高
 - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

となります。また、現在既に融資を受けている方は、毎月返済の猶予又は借換え等の相談も受け付けているようです。詳しくは直接日本政策金融公庫各支店でお問い合わせ下さい。なお、現在窓口は大変混み合っており、感染予防のため郵送での対応も行っているとのこと。

2. 社会福祉協議会の「緊急小口資金」融資（新型コロナウイルス感染症特例）

本資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減収した方を対象に、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付する制度です。貸付金額は20万円（無利子）、保証人不要、償還期限2年以内、据置期間1年以内となります。申込みは各住所地を管轄する市区町村社会福祉協議会で受け付けています。

3. 住居確保給付金

収入が途絶えて住居の家賃が払えなくなった場合は、「生活困窮者自立支援制度」の「住居確保給付金」の対象拡大となり、「離婚や廃業にならなくても収入が激減して離婚、廃業と同程度の状況」になれば申請可能となりました。申請が認められれば、支給額上限4万円（単身世帯）、支給期間は原則3ヶ月、現在の資産額が現金及び預貯金合わせて504,000円以内（単身世帯）などの条件が

あります。詳しくは各市区町村の窓口にお問い合わせ下さい。

4. 住民税、固定資産税等の納税の猶予制度（案）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入に相当の減少があった事業者の地方税について、無担保かつ延滞金なしで1年間、納付を猶予する特例を設けることとされ、現在、国において所要の法令案について検討されています。なお、本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。手続等については、法案が成立し、措置内容が決まり次第、各市税事務所での対応になると思われます。

5. 持続化給付金（案）

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするための給付金が支給されます。なお、本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

①給付の対象

今年1月～12月のどこか1ヶ月で、前年同月と比べ売上が半減した月がある事業者が対象。

②給付額

個人事業主は最大100万円

計算式は【前年の総売上－（今年の半減月の売上×1.2）】

③給付金がもらえる時期

最短で5月下旬と思われますが、申請が全国から殺到する事は確実に遅れる可能性は間違いのないと思われます。

④申請窓口

基本はインターネットを使った電子申請となりそうです。組合などの団体からの受付はしないようで、個々に申請することになる見込みです。

これらは4月13日現在の情報です。今後、内容が変わることも十分に考えられます。新規開業の方や昨年病気休業していた方はどうなるか、など不明な点も多いのが現状です。今後も各々で新聞報道等を注視して下さい。

6. 特別定額給付金（案）

既に報道されているとおり、国民一人あたり10万円が給付される見込みです。給付対象者は基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者、受給権者は世帯主で、申請方法は①申請書類の郵送又は②マイナンバーカードを活用して行うオンライン申請、となる見込みです。給付開始日は未定ですが、各市区町村で決まるようです。